

第55回採石業務管理者試験受験案内

埼玉県環境部環境政策課
さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号
電話 048(830)3039(直通)

採石法（昭和25年法律第291号）第32条の13第1項の規定に基づき、採石業務管理者試験を次のとおり実施します。

	期 日	時 間	場 所 等
願書の申込	令和8年8月28日（金）～9月11日（金）		次のいずれかの方法による ①電子申請 ②埼玉県庁に直接持参（要事前予約）
試験日	令和8年10月9日（金）	午前10時～12時 （午前9時30分集合）	埼玉県県民健康センター 大会議室C （JR浦和駅西口から徒歩約15分） * 携行品：受験票及び筆記具
合格発表	令和8年10月30日（金） 及び11月2日（月）	午前9時～ 午後5時	県庁本庁舎1階 南側エレベーター前に掲示 * 県庁HPにも掲載 * 受験者には結果を別途通知

＜詳細は、次ページ以降を御覧ください。＞

採石業務管理者試験について

● 受験資格

国籍、年齢、性別、学歴、経歴及び実務経験の有無などの制限はありません。

● 試験の方法

試験は筆記により、次の科目について行います。

- (1) 岩石の採取に関する法令事項（環境保全関係法令事項を含む）
- (2) 岩石の採取に関する技術的な事項（岩石の採掘、発破、破碎選別、汚濁水の処理、脱水ケーキ（脱水処理に伴って生ずる湿状の岩石粉）の処理、廃土及び廃石のたい積並びに採掘終了時の措置に関する技術的な事項）

● 合格基準

上記(1)及び(2)の科目ともそれぞれ1問10点で100点満点とし、それぞれ70点以上を合格点とします。

※ 採石業務管理者の資格は全国で有効であり、受験会場も自由に選択できます。なお、他都道府県の受験会場については、試験の実施可否を含め各都道府県にお問い合わせください。

1 願書の提出

(1) 提出方法

次のいずれかの方法により提出してください。

ア 電子申請：「埼玉県電子申請・届出サービス」を利用する方法

(URL <https://www.pref.saitama.lg.jp/a0105/emado/index.html>)

イ 直接持参：埼玉県庁 環境政策課に電話予約の上、直接持参し提出する方法

(電話番号 048-830-3039

住所等 さいたま市浦和区高砂3-15-1 第3庁舎3階)

※ 直接持参の場合は、電話等による事前予約が必要となります。
事前予約がない場合には、受付できませんので、御注意ください。

(2) 提出書類等

	電子申請の場合	直接持参の場合
申込期間	令和8年8月28日(金)から9月11日(金)	
提出書類	①受験願書 ②受験票 ③写真票(電子申請用)	①受験願書 ②受験票 ③写真票(直接持参用)
提出書類の 入手方法	埼玉県庁ホームページ 若しくは 「埼玉県電子申請・届出サービス」 からダウンロードしてください。	郵送にて提出書類の様式を送付します ので、返信用封筒(角形2号の封筒に住所・氏名を記入し、切手を貼付したもの)を埼玉県庁 環境政策課まで送付してください。
試験手数料	8, 100円	
納付方法	「埼玉県電子申請・届出サービス」 から納付してください。	受付時にキャッシュレス決済等により 納付してください。
受験票の 送付方法	試験手数料の納付確認後、メールにて 送付しますので、印刷してください。	受付完了後、窓口にて受験票を返却 します。

2 試験について

(1) 携行品

受験票及び筆記用具（電卓等計算機器の持ち込みはできません。）

(2) 集合

試験開始 30 分前までに試験会場に集合してください。

3 試験結果の発表等について

(1) 合格者番号の掲示

令和 8 年 10 月 30 日（金）及び 11 月 2 日（月）に、埼玉県庁本庁舎 1 階南側エレベーター前に掲示します。

(2) 県庁ホームページへの掲載

令和 8 年 10 月 30 日（金）に県庁ホームページ（環境政策課ホームページ内）で合格者の受験番号を掲載します。

（URL <https://www.pref.saitama.lg.jp/a0501/kurashi/kankyo/shizen/midorinohozen/jari/index.html>）

(3) 受験者への通知

可否にかかわらず、結果を文書で通知します。

<試験会場案内>



埼 玉 県 県 民 健 康 セ ン タ ー

さいたま市浦和区仲町3丁目5番1号

電話 048(824)4801(代表)

※JR浦和駅から徒歩約15分です。

JR中浦和駅から徒歩約20分です。

※公共交通機関を御利用ください。